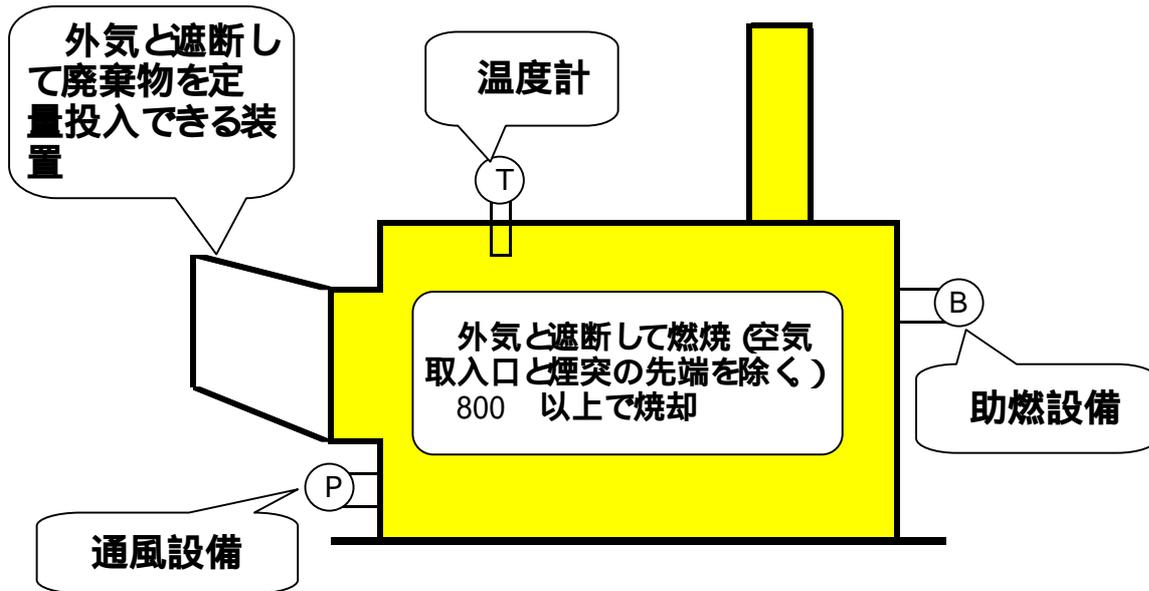


廃棄物焼却炉の構造基準について

施設の規模を問わず、全ての廃棄物焼却炉に構造基準が適用されています。
(家庭用の焼却炉も対象になります。)

基準に適合しない焼却炉は使用できません。
また、廃棄物の野外焼却も禁止されています。

構造基準のイメージ



No.	構造基準	必要と考えられる対策の例
	燃焼中に廃棄物を投入する場合は、外気と遮断して廃棄物を定量ずつ投入できること。(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・二重扉の設置 ・押し込み式投入装置等の設置
	空気取入口と煙突の先端を除き、外気と遮断して焼却できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・隙間や破損部分がない。 ・投入口は密閉できる扉とする。
	800 以上で焼却できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・空気の供給、助燃装置の設置等
	空気の通風が十分行われること。	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ、口径の十分な煙突の設置 ・送風機の設置
	燃焼ガスの温度測定装置が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・温度計の設置
	助燃装置が設けられていること。(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・助燃バーナーの設置等

なお、小型廃棄物焼却炉については、次のとおり基準の一部が緩和されています。

- 1 外気と遮断して廃棄物を1回の投入で燃やし切る方式の炉(バッチ炉)は、の基準の対象外であり、使用できます。
- 2 乾燥した木くずのみを焼却する場合などにおいては、の基準が適用されない場合があります。
(詳しくは、県地域事務所厚生環境局環境管理課、広島市、福山市にお尋ねください。)